

# 緑化地域の指定（素案）に対する 市民の皆様のご意見（パブリックコメント）を募集します。

横浜市は、人口361万人の大都市でありながら、市民生活の身近なところに樹林地や農地、公園、街路樹などの緑が存在し、私たちの暮らしにさまざまな恩恵を与えてくれています。

この緑の環境を未来に継承するために、横浜市では、緑の保全と創造のさまざまな施策を講じていますが、今回、都市緑地法において、平成16年に新たに制度化された、**建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定について素案をまとめました。**

市民、事業者の皆様から、広くご意見をいただき、これを踏まえて検討を重ね、案をまとめていくこととしています。是非、皆様のご意見をお寄せください。

## 1. 意見募集期間

平成19年7月9日（月）から8月8日（水）まで（必着、郵送の場合は当日消印有効）

## 2. ご意見の提出方法

ご住所、お名前を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①はがき（下のはがきを切り取り、ご使用ください。）
- ②郵送または持参 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 関内中央ビル6階  
横浜市環境創造局 環境政策課 緑化推進担当  
（持参は、平日の8:45～17:15にお願いします。）
- ③ファクシミリ F A X 番号：045-641-3490
- ④電子メール Eメール：ks-kankyoseisaku@city.yokohama.jp

## 3. 問い合わせ

横浜市環境創造局 環境政策課  
緑化推進担当 電話：045-671-2688

## 4. その他

- ①お寄せいただきましたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市環境創造局のホームページで公表します。
- ②「電話でのご意見の受付」および「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③お寄せいただきましたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

郵便はがき

料  
金  
受  
取  
人  
払  
郵  
便



差出有効期限  
平成19年12月  
31日まで

切手不要

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

<受取人>  
横浜市中区港町1-1

横浜市 環境創造局  
総合企画部 環境政策課  
緑化推進担当 行

ご住所 

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

お名前



# 緑化地域の指定（素案）

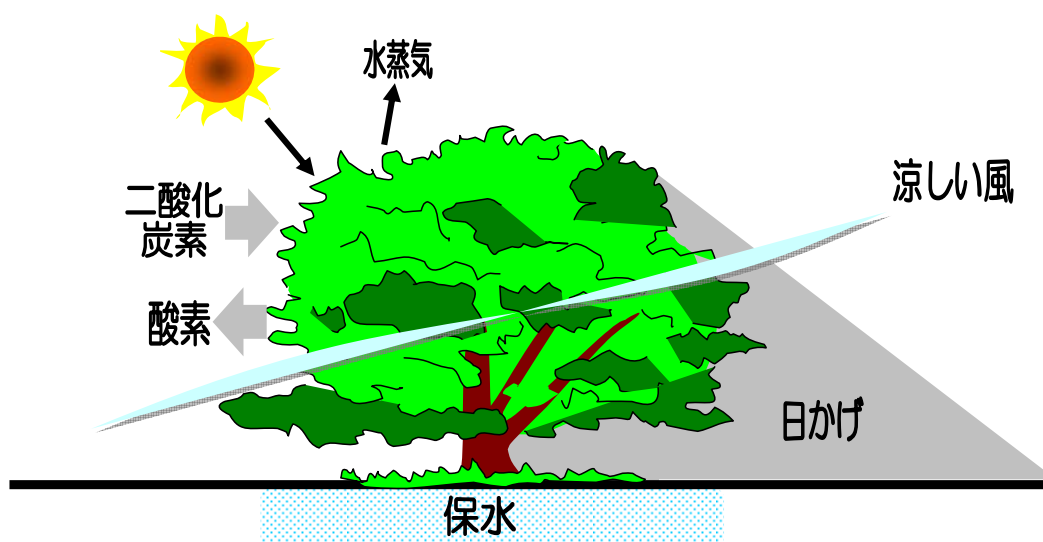
～かけがえのない環境を未来へ～

平成19年7月

横浜市

## 1. 緑の機能

緑は、私たちに安らぎと潤いや、美しい景観を提供してくれるほか、生物に生息の場を提供し、ヒートアイランド現象の緩和、火災時の延焼防止など、私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる、さまざまな機能を持っています。



**景観形成・レクリエーション機能**  
・美しい景観の形成  
・自然とのふれあいの場  
・安らぎの提供

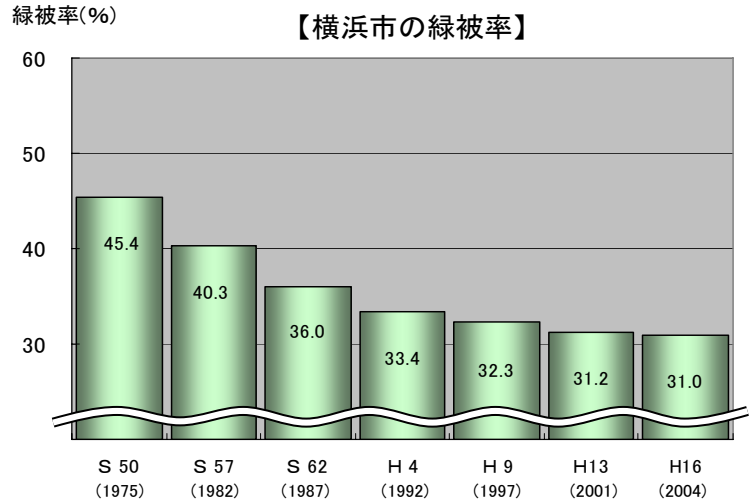
**環境保全機能**  
・生物生息環境の提供  
・ヒートアイランド現象の緩和  
・二酸化炭素の吸収、酸素の供給

**防災機能**  
・火災の延焼防止  
・雨水の保水

## 2. 横浜市の緑の現状

横浜市の緑は、都市化が進む一方で年々減少しており、昭和50年に45.4%あった緑被率※は、平成16年時点で31.0%となっており、約30年間で14.4%減少しています。

これは、西・中・南・港南区を合わせた面積（約6,000ha）に相当する緑が減った事になります。

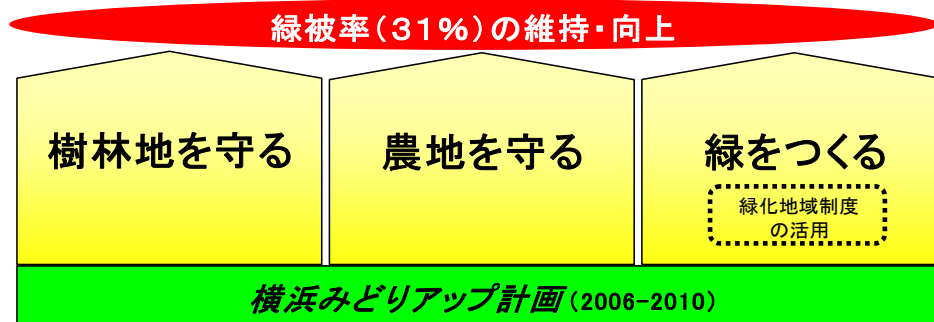


※<sup>りよくひりつ</sup>緑被率: 緑の総量を示す指標で、上空から見たときの緑(樹林地・農地・草地)におおわれている土地の割合

## 3. 緑の保全と創造

これらの緑の減少に対し、横浜市では、平成18年に策定した中期計画において、地域の緑被率を平成22年度時点で31%以上に維持・向上することを目標とする、横浜みどりアップ計画を打ち出しました。

この計画は、「樹林地を守る・農地を守る・緑をつくる」の3つの分野の施策により、緑の減少傾向に歯止めをかけようとするもので、この中で、緑をつくる新たな施策の一つとして、緑化地域制度の活用が位置づけられています。



※横浜みどりアップ計画の詳細については横浜市環境創造局のホームページで記載されています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/etc/jyorei/keikaku/mizumidori/index.html> (水と緑の基本計画第5章. 3/P208)

## 4. 緑化地域制度の概要

緑化地域は、良好な都市環境の形成のために、緑化を推進する必要がある区域で、都市計画で指定区域と緑化率の最低限度を定める地域地区の一つです。

この区域では、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となります。また、緑化は建築行為を行う際の建築確認において審査される建築基準関係規定となります。

なお、緑化の義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物ですが、市町村の条例で300㎡まで引き下げることができます。

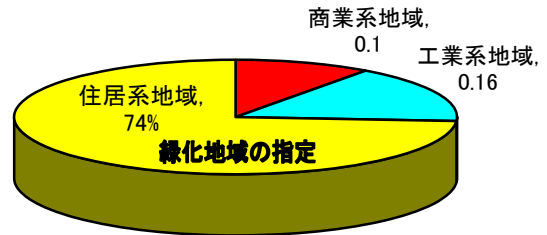
横浜市では、身近な緑を着実に増やしていくために、皆様のご意見を踏まえ、この制度の活用に取り組みます。

# 緑化地域の指定【素案】

## (1) 指定区域

急速に緑が減少しており、良好な住環境の形成のために、緑の創出を図ることが必要な区域として、住居系地域※全域を緑化地域として指定します。

※第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・  
第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・  
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域

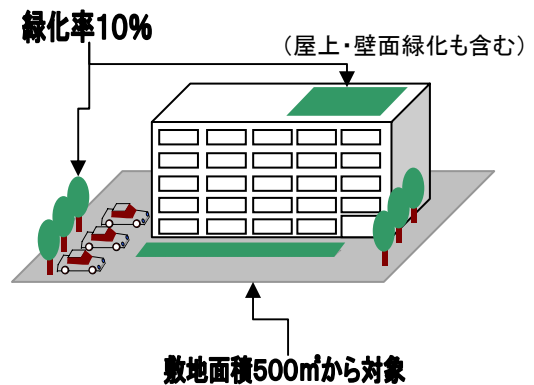


【横浜市の用途地域構成比】

## (2) 緑化率の最低限度

緑化率の最低限度を、敷地面積の10%と定めます。

これにより、建築物の新築や増築を行う場合、敷地面積の10%の緑化が必要となります。



## (3) 対象となる敷地面積の規模

緑化地域の対象となる建築物の敷地面積を500㎡以上とします。

これは現在、横浜市の条例※で緑化に関する協議の対象としている敷地面積と同規模に設定するものです。

※緑の環境をつくり育てる条例

横浜市では現在、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により、建築物の緑化協議を行っています。

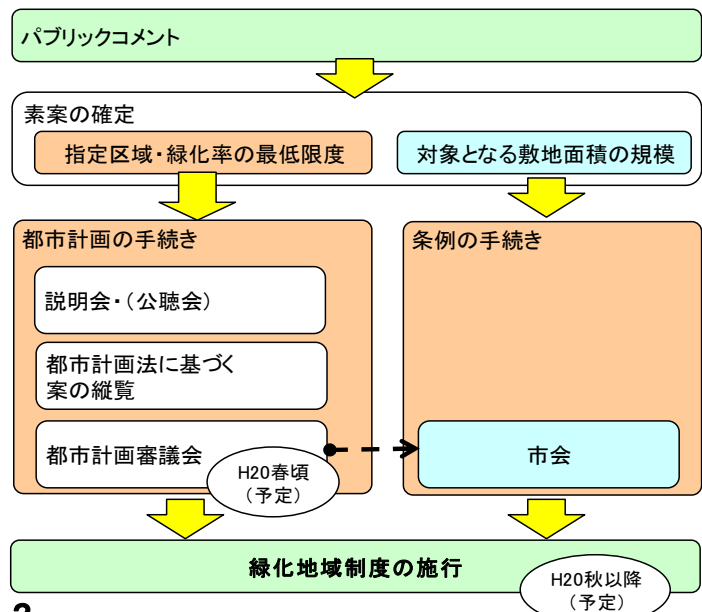
都市緑地法の改正により緑化地域制度が創設されたことから、従来の建築物の緑化協議を法制化し、都市計画の一つとして発展させるものです。

なお、今回指定を行う住居系地域以外の商業系・工業系地域及び市街化調整区域については、今後も「緑の環境をつくり育てる条例」等にもとづき協議を行ってまいります。

## 今後のスケジュール

今後、パブリックコメントを行い、これを踏まえて、指定区域・緑化率の最低限度・対象となる敷地面積の規模などの検討を重ね「緑化地域の指定（素案）」を確定します。

その後、説明会や公聴会、都市計画審議会などの都市計画決定や、条例制定の手続きを進めてまいります。





みんなて取り組む

**150万本植樹行動**

暮らしに緑を 街に緑を!

©City of Yokohama

2009



**横浜開港150周年**

環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します!

**ヨコハマはG30**

横浜市環境創造局 環境政策課  
緑化推進担当

平成19年7月発行

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045-671-2688 F A X：045-641-3490

横浜市広報印刷物登録 第190206号

類別・分類 B-KJ040



**R100**

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用